

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新宮町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.8%
全職員	57.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	94.5%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	95.8%
26～30年	95.7%
21～25年	84.6%
16～20年	93.8%
11～15年	88.8%
6～10年	91.7%
1～5年	93.6%

【説明欄】

- 男女両方もしくはどちらか一方に該当者が存在しない場合は、「-」と記載。
- 職員を数える単位として「月」を用いて換算している。
- 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、約8割が女性であり、全職員で比較すると男女の差異が顕著に表れる。
- 時間外勤務手当、扶養手当、住居手当の額が男性職員が女性職員を上回っており、男女の差異に繋がっている。特に、扶養手当は受給者に占める男性の割合が約8割である。